

ベビーシッター派遣事業割引券【利用案内】

ジェンダー平等推進部門では、教職員の育児と就労の両立を支援するために、ベビーシッターサービス利用時の割引券を発行します。

本事業は、こども家庭庁の委託を受け公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して行うものです。

利用を希望する方は以下をご確認のうえ、当部門までお申込みください。

1. ベビーシッター派遣事業割引券について

利用対象者	本学に雇用されている非常勤を含む教職員
利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭内における保育や世話 ② 家庭と保育等施設との間の送迎 <p>【参考】 こども家庭庁「ベビーシッター利用割引券案内ガイド」【PDF】</p>
利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、または、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む）が困難な状況にあること ● 公益社団法人全国保育サービス協会が指定する、以下のベビーシッター事業者と利用契約を締結すること <p>【参考】 全国保育サービス協会「割引券等取扱事業者一覧」（外部リンク）</p> <p>【参考】 こども家庭庁「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」【PDF】</p>
対象となる子ども	<ul style="list-style-type: none"> ① 0歳から小学校3年生までの子ども ② 健全育成上の世話を必要とする小学6年生までの子ども（身体障害者手帳・療育手帳交付のある児童、その他地方公共団体が実施する障害児対策の対象となっている児童） ③ 「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合は、未就学児のみ
割引金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 1枚につき 2,300円 <p>利用料金が「1回につき使用枚数×2,300円以上のサービス」を対象とする ※会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割引券を使用できる枚数 <p>対象となる子ども1人につき：1日1回（1回あたり）2枚まで 1家庭につき：1か月24枚まで、1年間280枚まで</p>
利用期間	<p>2026年5月1日～2027年3月31日（予定）</p> <p>※予算および発行枚数の上限に達した場合は、利用期間内であっても配布を終了する場合があります。</p>

2. 利用の流れについて

【ワークフロー】

手 続 き	ジェンダー 平等推進部門	利 用 者	ベビーシッター 事業者
<p>■ 初回利用登録</p> <p>① 登録申込 【初回利用登録フォーム】に必要事項を入力し、提出書類とあわせて送信してください</p>			
<p>② 受付完了 当部門にて申込内容を確認し、受付完了のメールを送信します</p>			
<p>■ 毎月の利用手続き</p> <p>① 割引券の申込 毎月 1 日から 7 日までに【割引券申込フォーム】にてお申込ください</p>			
<p>② 割引券の発行 当部門から、割引券（URL）の一覧をメールでお送りします</p>			
<p>③ 利用登録 原則、ベビーシッター利用日の翌日までに利用登録をしてください</p>			
<p>④ 利用報告 最終利用日から翌月 7 日までに【報告フォーム】にて勤務簿等の写しを提出してください</p>			
<p>⑤ 利用日時の確認 当部門にて、割引券の利用日時を勤務簿等で確認します</p>			

■ 初回利用登録

- 前年度までに利用したことがある方も、毎年新たに初回利用登録（書類提出含む）が必要です
- 受付完了のメールを受信後、割引券の利用申込が可能になります
- 書類等の確認に時間がかかるため、余裕をもってお手続きください
※利用申込が可能になるまで **1週間程度**かかります。

<p>申 込 方 法</p>	<p>【初回利用登録フォーム】（Microsoft Forms）に必要事項を入力し、下記 A～C とあわせて送信してください</p>
<p>提 出 書 類</p>	<p>A ベビーシッター事業者との契約書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割引券を利用できるベビーシッター事業者は、以下でご確認ください 【参考】全国保育サービス協会「割引券等取扱事業者一覧」（外部リンク） ● 契約書の契約者は、申込者本人（共同名義を含む）である必要があります ● 事業者と請負契約をおこなわないサービスを利用の場合は、登録完了のお知らせメール等を提出してください <p>B 対象となる子どもに関する書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子の保護者であること、子の生年月日が確認できる書類の写しを以下よりいずれか 1 つ提出してください <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費受給者証 ・ 母子手帳（出生届出済証明のページ） ・ 住民票記載事項証明書（マイナンバー、本籍の記載は省略すること） ● 小学 4～6 年生の利用の場合は「身体障害者手帳」「療育手帳」の写し等 <p>C 配偶者が就業・就学していること等の書類の写し</p> <p>以下のうち、該当する書類の写しを提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者の就労：就労証明（任意様式）、労働条件通知書、給与明細書のいずれか ● 病気療養：医療機関から出ている診断書（療養の期間がわかるもの）・入院証明 等 ● 求職活動：説明会や面接の日時がわかるもの等 ● 就学：学生証・授業曜日時間のわかるもの等 ● 職業訓練：公的な職業訓練が対象で受講日程が証明できるもの ● 配偶者の出産のための入院：入院期間がわかるもの ● ひとり親家庭の場合：書類の写しは不要です ➔ 初回利用登録フォームの確認欄に<input checked="" type="checkbox"/>を入れてください
<p>受 付 完 了</p>	<p>当部門から受付完了のメールを受信し、手続きが完了します</p>

■ 毎月の利用手続き

<p>① 割引券の申込</p>	<p>申込期間：毎月 1 日～7 日まで（5月のみ 20 日まで）</p> <p>【割引券申込フォーム】（Microsoft Forms）に必要事項を入力してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当月の利用予定日ごとに希望枚数をお申込みください ※数か月分まとめて申込みことはできません。 ● 利用予定日が未定でも、急な病気に備えて子ども 1 人につき 2 枚まで申込みことができます ● 前月に割引券を利用した方は、利用報告を終えてからお申込みください ● 申込期間を過ぎた場合は、原則発行できませんのでご注意ください
<p>② 割引券の発行</p>	<p>当部門から、割引券（URL）の一覧をメールでお送りします</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割引券の在庫状況により、希望枚数をお配りできないこともありますのでご了承ください
<p>③ 利用登録</p>	<p>ベビーシッター利用後、利用登録をしてください</p> <p>【参考】 全国保育サービス協会「割引券画面操作マニュアル（利用者向け）」 [PDF]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、ベビーシッター利用日の翌日までに利用登録を終えてください ※利用登録済み枚数が 8 割を上回らなければ、割引券を追加購入することができません。速やかに利用登録を完了してください。 ● 月末までに未登録の割引券は、事前連絡なしに翌月 1 日に引上げ処理をおこないます
<p>④ 利用報告</p>	<p>報告期間：最終利用日～翌月 7 日まで</p> <p>【報告フォーム】（Microsoft Forms）から、勤務簿等（割引券利用日時に勤務していたことが分かる書類）の写しを送信してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤務簿等の写しの提出がない場合、割引券は適用されません それに伴い事務手数料が発生した場合は、利用者負担となりますのでご了承ください ● 翌月も割引券の利用を希望する場合、利用報告を終えてからお申込みください
<p>⑤ 利用日時の確認</p>	<p>当部門にて、割引券の利用日時を勤務簿等で確認します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割引券利用日に勤務していたことが確認できない場合、当部門から利用日の確認メールを送信します ※必ずメールの内容を確認し、当部門へ返信してください。

■ 年度末アンケート

- 3月上旬頃、当部門からアンケートフォームをご案内しますのでご協力ください

3. 利用に関する Q&A

自治体の行っているベビーシッター利用の補助や企業の福利厚生サービスとの併用はできますか？	併用できますが、本制度は自己負担が 2,300 円以上ある場合に 1 枚利用できる割引券です。それぞれ制度のルールに沿ってご利用ください。
割引券は就労時間中のみ利用可能ですが、通勤時間も利用できますか？	通勤時間は就労時間として割引券を利用することができます。ただし、本制度の「通勤時間」とは「出退勤を目的とした自宅と勤務先間の移動時間」を指します。
急な病気に備えて、割引券を申込みことはできますか？	1 か月あたり、子ども 1 人につき 2 枚まで申込みことができます（1 家庭につき、1 か月 24 枚までの枚数に含まれますのでご注意ください）。その月に割引券の利用がなかった場合は、事前連絡なしに翌月 1 日に引上げ処理をおこないます。
利用登録の際、登録内容を間違えました。修正する場合、どうすればいいですか？	登録内容の修正は、ベビーシッター事業者へ連絡してください。修正には、チケットコードと認証 ID が必要です。認証 ID（数字 4 桁）は、割引券 URL を開いた TOP 画面でご確認ください。
裁量労働制のため、勤務簿に勤務時間の記載がありません。	裁量労働制の方は、割引券利用日と勤務日の確認をおこないます。勤務日に押印した勤務簿の写しを提出してください。
個人事業主の場合、どのような就労証明を出せばよいですか？	開業届と確定申告書の写し等を提出してください。または、保育所申請にあたって自治体へ提出した就労証明の写しでも構いません。
初回利用登録後に対象となる子どもが増えた場合、どうすればいいですか？	【割引券申込フォーム】「対象となるお子様についておうかがいします」の項目にて申請してください。

【お問い合わせ先】

神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター ジェンダー平等推進部門

- Eメール gnrl-nursery@office.kobe-u.ac.jp
- U R L <https://www.office.kobe-u.ac.jp/opge-kyodo-sankaku/>